

サプライチェーン連結強化事業



★ポイント★

生産から現地販売まで一気通貫した
“戦略的サプライチェーン”の構築に向けて、
課題解決のための実証を支援します。

令和7年度補正予算額 2,521百万円
令和8年度当初予算額 300百万円

戦略的サプライチェーンの構築とは？

現地系商流 の構築



非日系の小売での販路の開拓など
**現地系小売、中食・外食産業等
との商流構築**
を目指す取組

市場開拓 輸出拡大



日本からの輸出がわずかで、
**輸出拡大が期待できる国・地
域での新たな商流構築**
を目指す取組

中食・外食産業の 海外展開と連携



新たな食市場を切り拓くために
**中食・外食産業の海外展開と
連携**
し、日本の農林水産物・食品の輸出
拡大を目指す取組

取組事例

解決したい【課題】と【取組】を明確にして、
輸出拡大に向けて取り組みましょう。



生産 段階

課題

- ① 米の輸出にあたり、現地ニーズに応じた安定供給体制の確立が課題。
- ② 現地販売店からサステナビリティの強化、認証取得が求められている。

取組

- ① 農薬使用のルール策定、品種選定、品質管理、輸送網整備等に取り組み、供給体制を強化する。
- ② 生産者、加工業者の双方において、現地販売店が求める国際認証を取得する。

流通 段階

課題

- ③ 国際情勢が変化し続ける中で、価格競争力と品質保持の両立に課題がある。
- ④ JAKIMIに基づくハラル物流が求められるが、物流ネットワークが十分に整備されていない。

取組

- ③ リーファーコンテナ・ドライコンテナ双方で輸送実証を行い、鮮度保持状況・コスト比較を検証する。
- ④ 地方空港、物流事業者と連携して、ハラル専用の物流ネットワークを整備する。

販売 段階

課題

- ⑤ 現地飲食店において日本産食材を活かすことができる人材が不足している。
- ⑥ 海外市場においてロイン系部位の需要に偏っており、和牛の魅力を十分に訴求できていない。

取組

- ⑤ 現地スタッフを招聘して日本産食材への理解醸成、調理技術の向上、商品の共同開発に取り組む。
- ⑥ ロイン系部位以外の部位を主役に据えた個別試食会を開催して市場浸透を図る。



対象者

下記のいずれか2者以上を含むコンソーシアム(※)

- ・都道府県
- ・食品等製造事業者
- ・外食・中食事業者
- ・金融機関
- ・市町村
- ・輸出入事業者
- ・農林漁業者の組織する団体
- ・独立行政法人 等
- ・農林漁業者
- ・食品等流通事業者
- ・商工業者の組織する団体

※採択までに設立されている必要があります。

補助対象経費

- ・人件費
- ・賃金
- ・旅費
- ・謝金
- ・貸借料
- ・備品費
- ・機器導入費
- ・資機材費
- ・ほ場管理費
- ・原材料費
- ・消耗品費
- ・輸送・保管費
- ・開発費
- ・システム開発費
- ・通信運搬費
- ・印刷製本費
- ・資料購入費
- ・専門家・関係者の国内外における活動費
- ・情報発信費
- ・研修等参加費
- ・転換等助成費
- ・役務費
- ・委託費
- ・雑役務費 (手数料・租税公課)



補助率等

- 原則 : 1/2以内
- 中小企業等 : 2/3以内
- 機器購入 : 1/2以内(一律)



- ・1案件当たりの補助金額の下限は30,000千円。
- ・「委託費に係る総事業費」及び「機器導入費に係る国庫補助金額」は、それぞれ国庫補助金額合計の1/2未満。

主な採択基準

- ✓ 既存の商流を阻害することなく、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に寄与するサプライチェーンの構築であって、表面記載の新規性の高い取組。
- ✓ 目標年度における輸出額が、補助金交付見込額以上の増加を図る事業実施計画であること。
- ✓ 構成員のいずれかが、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイトへ登録していること。等



申請フロー

- ① 公募開始
- ② 応募書類の提出
- ③ 公募選定委員会による審査
- ④ 選定結果の通知
- ⑤ 交付申請書の提出
- ⑥ 交付決定の通知
- ⑦ 事業実施
- ⑧ 実績報告
- ⑨ 成果発表



協議会設立、課題、取組内容の精査など、
余裕をもって準備しましょう。

Q&A

Q コンソーシアム(協議会)構成の必須要件は？

必須で参画すべき構成員はいるの？

A 2者以上により構成されたコンソーシアム(協議会)が対象です。

必須の構成員は定めていません。

戦略的サプライチェーン構築に向けた各段階の課題解決が可能である体制を組成してください。



Q 海外で機器導入も可能？

A この実証のために不可欠な機器の導入(リース・レンタル又は購入(購入の場合、中小企業等であっても補助率は1/2以内))は国内・海外ともに導入可能です。なお、海外に設置する機器を購入できる取組主体は、日本法人か、日本法人の出資比率が過半を占める海外現地法人に限ります。

※詳しい要件等については交付等要綱及び実施要領をご確認ください。



お問い合わせ

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室
サプライチェーン班 TEL:03-6738-7897(直通)

サプライチェーン連結強化事業ホームページ